

会社法 341 条は株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより設けることを認めていないとした事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和4年10月31日
【事件番号】 令和4年（ネ）第2182号
【事件名】 取締役及び監査役の地位存否確認請求控訴事件
【裁判結果】 原判決一部取消、一部棄却
【参照法令】 会社法 341 条・309 条 1 項
【掲載誌】 金判 1664 号 28 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25594971

中央大学教授 尾関幸美

事実の概要**1 事案**

株式会社 Y の定款（以下、「本件定款」という。）は、平成 21 年 5 月 8 日の臨時株主総会において変更され、「株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の 2 分の 1 以上が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。」（以下、「定款 12 条」という。）とする規定が導入された（本件定款変更）。なお、本件定款には、このほかに、株主総会決議の定足数や決議要件に関する規定は存在しない。

その後、Y の代表取締役 A は、平成 31 年 2 月 17 日、同年 2 月 25 日に開催する定時株主総会の招集通知を发出し、総会当日、会場には、議決権を行使できる株主 9 名うち 4 名（X、A、I および J 代表理事の K）が出席した。ところが、議長 A は、本件総会は定足数を満たしていないとして、一切の決議をせず、報告事項に移ると宣言した。そこで、X が定足数を満たしているとして抗議したところ、A は、不規則発言があり会の続行ができないと述べて流会を宣言し、K とともに退出した。X は、自らが議長に就任することを提案し、I の賛成を得たうえで、議長に就任し、X を取締役候補者から外した会社提案の取締役 4 名および監査役 1 名選任議案につき、X を加えた修正議案を提案した。X および I はこれらに賛成し、可決した（以下、「本件決議」という。）。なお、

本件総会当時、議決権を行使できる株主 9 名の議決権数は 2 万 2700 株、本件総会に出席した株主 4 名の議決権数は合計 1 万 3600 株（X が 6840 株、I が 6740 株、A および J が各 10 株）であった。

設立時からの株主であり、元代表取締役でもあった X が、本件決議が有効であることを前提に、選任された取締役 4 名が権利義務を有していることを、監査役 1 名については監査役の地位にあることの確認を求めて提訴した。

原審¹⁾は、定款 12 条が有効であり、本件決議は定足数を満たしていなかったとして、取締役・監査役の地位の確認について請求を棄却した。X はこれを不服として控訴したのが本件である。

判決の要旨

原判決一部取消し、請求一部認容。

1 株主総会決議につき頭数要件を求める定款 12 条が役員の選解任決議にも適用されるか（会社法 341 条）

「……会社法は、株主総会の決議における定足数及び決議要件について、資本多数決の観点から議決権数によることを基礎としつつも、定款によって異なる定めをすることを許容するのを原則としているが、会社ないし株主に重大な影響を及ぼす事項を決議する場合における株主総会の決議の定足数及び決議要件については、資本多数決を徹底し、定款で定めることができる内容を限定し

ている」。

会社法「341条は、『第309条第1項の規定にかかわらず』とした上、定足数については『3分の1以上の割合を定款で定めた場合』、決議要件については『これ（過半数）を上回る割合を定款で定めた場合』と規定し、定款で定めることができる内容を限定している。そして、……定款で定めることができる内容を限定していることは、309条2項においても同様である。このような株主総会決議における定足数及び決議要件に関する309条1項、同条2項、341条の各規定が設けられた趣旨に照らすと、会社法は、役員を選解任に係る株主総会決議については、議決権数による定足数及び決議要件の下限を定めるとともに、定款で定めることができる内容を限定して、資本多数決によることを徹底しているものと解するのが相当である。

……定款12条は、株主総会の決議につき定足数に頭数要件を設けたものであるところ、会社法341条は、このような頭数要件を定款で定めることを認めていないことからすれば（これを認めると、同条の趣旨である資本多数決の徹底が図られないこととなる。）、……役員を選解任に係る株主総会の決議には適用されない。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、会社法は、会社ないし株主に重大な影響を及ぼす事項を決議する場合には株主総会の決議の定足数および決議要件については、資本多数決を徹底し、定款で定める事ができる内容を限定しているとしたうえで、会社法341条は、株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより設けることを認めておらず、定款12条の規定は、役員を選解任に係る株主総会の決議においては無効とした。これは、知られている限りでは高裁レベルの初めての判決である。

ただし、後述する東京高判令3・4・22（公刊物未登載、LEX/DB25592205）は、株主総会決議について出席株主全員の同意を得ることを定めた定款について、取締役の選任決議においても有効であると判断している。その理由付けを踏まえると、本判決は実質的に異なる見解を取っているも

のと考えられる。Yは上告および上告受理申立てを行っていることから、上告審の判断が待たれるところである。

二 定款により役員を選解任に係る株主総会決議の定足数に頭数要件を設けることができるか（会社法341条）

1 問題の所在

会社法309条1項は、「株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、……出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。」と定めているところ、同項に基づいて定款の定めにより決議要件を加重することは可能であり²⁾、たとえば、株主総会決議の決議要件として、法定の要件に加え、一定の数以上の株主の賛成を要する旨（頭数要件）を定款で設けることも許容される。

しかし、役員を選解任決議の定足数については、会社法341条において特則が設けられており、定款の定めによっても議決権を行使することができる株主の有する議決権数の3分の1未満に引き下げることはいできない。これは、役員を選解任決議の定足数の引下げについて、定款自治の範囲を明示的に限定しているが、定足数を引き上げることにについては特に触れていない。しかも、同条には309条2項柱書後段のような文言がないため、定足数に頭数要件を設ける定款の定め有効性が問題となる。

2 定足数および決議要件の加重の可否に関する議論

平成17年改正前の議論の状況としては、定款の定めにより株主総会の決議要件および定足数を加重すること³⁾、ならびにこれらに頭数要件を設けることを否定する見解は見当たらなかった⁴⁾。

そして、平成17年改正前商法256条ノ2⁵⁾は、取締役選任決議の定足数または決議要件として頭数要件を設けることができると解されていた⁶⁾。この条文を踏襲した会社法341条が定足数の下限を定めたのは、取締役の権限の重要性に鑑み、取締役の選任に多数の株主の意見を反映させることにあり、会社法309条2項において、同項柱書後段のような規定が設けられたのは、廃止前有限会社法における特別決議の規定⁷⁾と平成17年改正前商法の特別決議⁸⁾の要件を一本化したた

め、定款による頭数要件を設けることが可能であることを確認的に規定したにすぎないという⁹⁾。

株主総会決議の定足数が引き上げられると、決議の成立が困難になり、決議要件を加重する場合と同様の問題が生じると考えられる¹⁰⁾。そこで、決議要件に頭数要件を設けることについての学説の議論と裁判例を参考に、この問題について少々の検討を加えることにしたい。

平成17年改正会社法の立案担当者によれば、会社法309条において、決議要件に頭数要件を設けることは認められるが、会社法341条においては、認められないと説明されている¹¹⁾。この理由は、①ある決議事項に関する頭数要件の設定は、主として少数株主保護のための制度であり、②取締役の選任および解任については、累積投票制度(会社法342条)や種類株主による取締役の選任(会社法347条)など少数株主の意向を反映させるための制度が別途設けられており、③頭数要件の付加によってデッドロックに陥ることをできるだけ防止するためである。

しかし、学説の議論においては、役員を選解任決議の定足数または決議要件について、株主全員の同意を要件とすることの可否については多少意見が分かれるものの、通説・多数説は、定款の定めにより一定数以上の株主の出席または賛成を必要とする旨の頭数要件を設けることは原則として認められると解する¹²⁾。

この立場からは、①に対して、会社法341条は、定款で引き下げることのできる議決権割合の下限を3分の1にした点で会社法309条1項の特則になっているにすぎず、頭数要件については309条1項が適用され、「定款に別段の定めがある場合」として、頭数要件を定めることは認められると解する¹³⁾。

また、②については、累積投票制度や種類株式制度は頭数要件を定めることと同様の効果をもたらすわけではなく、それ以外の方法で少数株主の意向を反映させることを認めないと解すべき実質的理由はないという¹⁴⁾。

③については、たとえ株主総会決議の成立が不可能でも、役員解任の訴え(会社法854条)や役員に欠員を生じた場合の権利義務者(会社法346条)といった代替手段があるので、無効と解する必要はないという¹⁵⁾。

ただし、通説の立場からも、特定の決議事項につき特定の形で決議要件を加重する定款の規定が無効であることはあり得るとし、特に、定時株主総会において必ず決議すべき事項(計算書類の確定等)につき株主全員の同意が要求されると、閉鎖型のタイプの会社でも決議が成立しないおそれが生ずるので、当該定款は無効と解すべきであるとの見解もある¹⁶⁾。

しかし、臨時計算書類を作成し、臨時株主総会において承認することができるため定時株主総会で、計算書類が承認されない場合であっても必ずしも会社の運営に支障は生じないとの指摘がある¹⁷⁾。

また、会社法341条に同法309条2項柱書後段に相当する規定が設けられていないことをもって、役員選解任決議における頭数要件を付加することは認められないとの解釈はやや強引であるともいわれている¹⁸⁾。

すなわち、会社法341条は同法309条1項の特則を定めているものと位置づけられ、同条2項柱書後段に相当する規定を設ける必要がないと考えられるし、前述した立法の経緯から、同法309条2項柱書後段の規定は、定款の定めにより頭数要件を設けることが可能であることを確認的に規定したにすぎない。そして、会社法341条はより多くの株主が決議に参加することを求めるものであるから¹⁹⁾、定款の定めによって頭数要件を追加し、定足数を過重することは、その趣旨に合致することが挙げられる²⁰⁾。

3 参考裁判例

前掲東京高判令3・4・22は、株主総会の決議に出席株主全員の同意を要する旨の定款の規定の有効性が争われたが、第一審を肯定し、会社法309条1項に基づいて定款の定めにより決議要件を加重することは可能であると解されており、このような定款の規定も原則として有効と解すべきであるが、計算書類の承認等、定時株主総会において必ず決議すべき事項についてまで出席株主全員の同意が要求されると、決議が成立せず会社運営に支障を来すおそれがあるから、上記の特定の決議事項に適用される限度において例外的に無効であるとして、取締役の選任決議の決議要件について頭数要件を付加することを認めた²¹⁾。

これに対するほとんどの評釈・解説は判旨に賛成する²²⁾。

おわりに

以上、見てきたように、学説・裁判例上、株主総会の決議要件について頭数要件の付加が認められるが、定足数との関係では認められないと解すべき理由は特に見当たらないから、これも認めることが解釈として首尾一貫するという²³⁾。

さらに、役員を選解任決議の定足数および決議要件につき、他の普通決議の場合と異なり、頭数要件を付加できないと解すべき実質的理由は見出しがたいし、役員を選解任に株主全員の同意を要求することが認められるのであれば、それよりも緩い要件である頭数要件の付加も認められるべきであるという見解は妥当である²⁴⁾。

本件のYは、非公開会社であり、A側の株主がX派の決議の成立を阻止するために不自然な株式譲渡を繰り返したふしがあるが、判決文を読む限り、詳細な事実関係が不明である。また、非公開会社では公開会社よりも定款自治をより広く認めてよいはずだが、公開会社の事案である東京高判令3・4・22と本判決は結論が逆になっている。こうしたことから本判決の射程は狭く解した方が良さそうである²⁵⁾。

●—注

- 1) 千葉地判令4・3・23金判1664号35頁。
- 2) 岩原伸作編『会社法コンメンタール7機関 [1]』§295～347(商事法務、2013年)156頁[松尾健一]。
- 3) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法〔第3版〕』(有斐閣、2004年)283頁、大隅健一郎=今井宏『会社法論中巻〔第3版〕』(有斐閣、1992年)96頁、神崎克郎『新版商法Ⅱ』(青林書院新社、1984年)335頁、北沢正啓『会社法〔第6版〕』(青林書院、2001年)324頁等。
- 4) 江頭・同書283頁注1は、「頭数要件を加えるとか、総株主の同意を決議成立要件とする等の定款の定めも、原則として有効であると解すべきである。」と述べていた。
- 5) 平成17年改正前商法256条ノ2は、「取締役ノ選任決議ニ付テハ総会ニ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ議決権ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ総株主ノ議決権ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ」と定めていた。なお、取締役の解任は特別決議とされていた。
- 6) 大隅=今井・前掲注3)書96頁、北沢・前掲注3)書324頁、江頭・前掲注3)書283頁、神崎・前掲注3)書335頁等。

- 7) 有限会社法第48条1項は、「前条ノ決議ハ総社員ノ半数以上ニシテ総社員ノ議決権ノ四分ノ三以上ヲ有スル者ノ同意ヲ以テ之ヲ為ス」と定めていた。
- 8) 平成17年改正前商法343条1項は、「前条第一項(筆者注:定款変更は株主総会の決議を要する旨を定めている。)ノ決議ハ総株主ノ議決権ノ過半数又ハ定款ニ定ムル議決権ノ数ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス」と、第2項は、「前項ノ決議ニ付テハ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ議決権ノ数ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ総株主ノ議決権ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ」と定めていた。
- 9) 弥永真生「株主総会決議の定足数に頭数要件を設けた定款規定の有効性——東京高判令和4・10・31本誌本号28頁」金判1664号(2023年)14頁。
- 10) 岩原編・前掲注2)書552頁[加藤貴仁]。
- 11) 相澤哲=石井裕介「新会社法の解説(8)株主総会以外の機関(上)」商事1744号(2005年)95頁。
- 12) 前田庸『会社法入門〔第13版〕』(有斐閣、2018年)398頁、岩原編・前掲注2)書156頁[松尾]。
- 13) 江頭憲治郎『株式会社法〔第8版〕』(有斐閣、2021年)371頁注1、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール会社法2〔第2版〕』(日本評論社、2016年)120頁[潘阿憲]、岩原編・同書554頁[加藤]。
- 14) 奥島ほか編・同書120頁[潘]。
- 15) 江頭・前掲注13)書371頁注1。
- 16) 同。
- 17) 内藤裕貴「株主総会決議要件を『出席株主全員の同意』に加重した定款規定の効力」金判1649号(2022年)6頁。
- 18) 弥永真生「『株主総会の決議は出席株主全員の同意を要する』旨の定款の定め有効性」ジュリ1564号(2021年)3頁。
- 19) 岩原編・前掲注2)書547頁[加藤]、酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説会社法(4)』(中央経済社、2008年)336頁[奥島孝康]。
- 20) 弥永・前掲注18)文献3頁。
- 21) 東京地判令2・8・19LEX/DB25585792。
- 22) 弥永・前掲注18)文献2頁、内藤・前掲注17)文献2頁、潘阿憲「出席株主全員の同意を総会決議要件とする定款規定の効力」法教505号(2022年)138頁、芝園子「出席株主全員の賛成で決議が成立する旨の定款の効力」新・判例解説Watch(法セ増刊)32号(2023年)111頁。
- 23) 弥永・前掲注9)論文10頁。
- 24) 岩原編・前掲注2)書554頁[加藤]。
- 25) 得津晶「頭数要件による株主総会定足数を定める定款規定の有効性」法教515号(2023年)119頁。